

1. 議事日程

〔令和2年第3回安芸高田市議会9月定例会第21日目〕

令和2年 9月30日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 同意第5号 安芸高田市副市長の選任の同意について
日程第3 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について
日程第4 議案第56号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例
日程第5 認定第1号 令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第6 認定第2号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第7 認定第3号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第8 認定第4号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第9 認定第5号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
日程第10 認定第6号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
日程第11 認定第7号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第12 認定第8号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
日程第13 認定第9号 令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第14 認定第10号 令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第15 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第16 発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
日程第17 田んぼアート事業調査特別委員会の中間報告について
日程第18 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	武岡隆文	2番	新田和明
3番	芦田宏治	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬

7番	石 飛 慶 久	8番	児 玉 史 則
9番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	秋 田 雅 朝
15番	塚 本 近	17番	金 行 哲 昭
18番	山 本 優		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

3番	芦 田 宏 治	4番	玉 井 直 子
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

市 長	石 丸 伸 二	教 育 長	永 井 初 男
総 務 部 長	西 岡 保 典	企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩
市 民 部 長	宮 本 智 雄	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司
産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩	産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 莊
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	平 野 良 生	教 育 次 長	福 井 正
消 防 長	土 井 実 貴 男	総 務 課 長	内 藤 道 也
財 政 課 長	高 藤 誠	政 策 企 画 課 長	河 本 圭 司

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事 務 局 長	森 岡 雅 昭	事 務 局 次 長	佐々木 浩 人
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	主 任 主 事	岡 憲 一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 山本議長 皆さんおはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、教育長より、令和元年度分教育委員会事務の点検・評価報告書について、報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 山本議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、去る9月23日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告いたします。  
追加案件となる同意第5号は、提案理由説明の後、採決を行うことといたしました。  
次に、発議第6号及び第7号の2件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、発議第7号の審議終了後、田んぼアート事業調査特別委員会の中間報告を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 山本議長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において3番 芦田宏治君、及び4番 玉井直子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 同意第5号 安芸高田市副市長の選任の同意について

- 山本議長 日程第2、同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 石丸伸二君。

○石丸市長 おはようございます。

同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」提案の理由を御説明します。

本件は、米村公男さんを、本年10月12日付で、安芸高田市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

米村さんは、広島県の企業局や議会事務局などを経て、庄原市で副市長を務められ、現在は広島県企業局企業総務課長として御活躍されています。

安芸高田市の発展に必要な人材であり、副市長として適任であると確信しています。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○山本議長 お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山本議長 異議があるようですから、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番 熊高昌三君。

○熊高議員 副市長の選任同意について、米村氏が適任であるということには私も一人の議員として了解をしておるわけですけれども。

米村氏は、先の6月の定例会ですかね。そのときに指名をされて、いろいろ経緯があつて取り下げたという経緯もありますので、私たちも含めて市民の皆さんがどういった経緯で新市長の石丸市長がそういった流れを、さらに今回のことに提案をしたということが、少し分かりにくいかなと思いますので、その辺の経緯、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 御質問をいただきました、副市長の選任の経緯について、御説明します。

最初の出発点は、安芸高田市と県との連携強化・パイプの強化をするためにはどうしたらいいのかと、そこから始まっています。当然、広島県へ相談に行きまして、これは県知事ですね。湯崎県知事に御相談をして、どなたがふさわしいでしょうかと伺ったところ、その答えとして返ってきたのが、この米村さんでした。そのお名前を聞いたときに、私も、ん、と思い当たる節がありましたので、当然その辺りの経緯というんでしょうか。これまでを私なりに確認をしたところではあります。

ただ、恐らく、私の理解なんですけれども、児玉前市長のいろいろと縁があったから選ばれた、そういう方ではなかったんだろうなと。俗人的なというよりも、県庁が、湯崎知事がおっしゃるとおり、人ありきで人物としてこの町に最もふさわしい、そういう方として、名前が挙げら

れたんだと感じました。そのお名前をこうして再び、知事から伝えられた時に、やっぱりそうなんだなど。すごく自然に納得がいった次第です。

御経歴は先ほど簡単に紹介しましたし、何よりも安芸高田御出身というところで、これからこの町をより一層盛り上げていく、その助っ人、パートナーとしてはこれ以上ないなと思っています。

ですので、この副市長に就いていただく米村さんとともに、この町がどんどん前に進んでいく、そのイメージをぜひ市民の皆さんとも共有できればと思う次第です。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

12番 熊高昌三君。

○熊高議員 市長おっしゃったように、県との関係も含めて一定の流れというのは、そうだろうなというところを市長のほうにお答えいただきましたので、そここのところなら理解はできました。

そこで、後半のほうでも市長申し上げられたように、今後の市政を運営するために米村氏が適任者であろうというふうにおっしゃいましたが、市長が新しく政治改革、あるいは行政改革、そういったものを含めて新しい政治の流れをつくっていかれるということがありますので、県の意向はともあれ、市長の考えとそういったところはすり合わせをされた上での選任であるか、ということを変更して確認をしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 米村さんとは、まだ面識というんでしょうか。お話をしてからそんなに時間もたっていませんので、相互理解、意思疎通が完璧かと言えば、まだこれからのところはあります。ただ、限られた時間の中ではあるんですけども、お話をさせていただいて、まずそのお人柄ですね、そこに私はすごく惹かれました。そして、行政経験、それからこの安芸高田市市政に関する思いというのも伺って、これだったら一緒に進められるなというのは強く感じた次第です。

特に、これから市政を大きく改める部分もあるなと感じているんですが、その面でもやはり米村さんの力が必要だと思っています。温故知新という言葉もありますが、やはり古きを温めるところから始まると思っています。

実際、市民の皆様であったり、それこそ職員のほうも、なかなか心配をされてるところが多いんじゃないかと思っています。新しいこと、変えること、それはいいんですけども、大丈夫かいなど、ちょっと心配だなというのは、正直なところ、大なり小なり皆さんお持ちなのかなというふうに思うんですが、そういう意味で、やはりこの米村さんという方、人柄であり、その知見ですね。そのあたりで、私はすごく頼もしいなと感じていますし、頼りにさせていただけると思っていますので、これからいろんなところで市政を強く進めていくんですが、その際にうまく手を

とり合って前進していけると感じています。

○山本議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

12番 熊高昌三君。

○熊高議員 かなり安心をできるような御答弁いただきました。

第一義は県との強い絆をつくっていくという、知事の意向も含めて市長がくまれたということで、そこも一定の評価をさせていただきたいと思います。さらには、新しい政治の流れの中で、多少ではあるけれども、米村氏とお話をされて同じ方向を向いていけるんだというふうな感情を持たれたということで、御選任されたということですね。

もう1点最後にお聞きしたいのは、何かの折に、副市長2人制ということをして市長はおっしゃっておったと思いますが、そういった流れの中の、まずお1人目が米村氏ということですから、そういった関係も含めて、2人体制を目指すんだというふうに、私は受け止めておりますけれども。そういった流れの中での、まず1人目の選任ということですから、その辺の考え方も含めて、今の時点でお答えできることがあればお聞きしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 副市長の2席については、この前のお話の中で述べさせていただいたとおりなんですけれども、この町にとって必要と認められた2席というふうに理解していますので、もう一方も置かせていただく予定です。

その人選については、現在あらゆる選択肢を考えているところです。特にこれという決め打ちは正直なところ、まだしていません。どう進めていくかなんですけれども、実はポイントがまさに米村さんになっています。いろんな改革を、それこそ市役所の中だったり、外だったり、進めていくんですが、やはり行政経験ですね。それをよく知る方に助言を求めたいと思ってます。ですので、米村さんが副市長として就任、着任され次第、そのもう一つの副市長についても御相談し、最終的に判断をしていきたいと、そういう流れで考えています。

○山本議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について

○山本議長 日程第3、議案第53号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 令和2年9月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、9月14日に、総務企画常任委員会を開き、市長、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第53号「過疎地域自立促進計画の変更について」、過疎債を財源として実施する事業は、過疎地域自立促進計画に記載されている事業に限られることから、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、高宮堆肥センターの機械器具備品購入を本市の過疎地域自立促進計画に追加記載するものであります。

審査の過程において、委員より、「来年3月31日で安芸高田市の過疎地域の適用が終了した場合でも、今年度、過疎債を財源として事業を実施しておけば、今までと同様に7割の交付税措置があり、実質3割負担で済むと理解してよいか。」との質疑があり、執行部より、「現行の過疎法について過疎債を財源とした場合、今後も同様に7割の交付税措置があると聞いている。」との答弁がありました。

また、委員より、「今回のホイールローダーの購入に過疎法を適用し、過疎債を財源とすることについては適正であると受け止めてよいか。」との質疑があり、執行部より、「備品の購入となると耐用年数や金額等により、いろいろと規制がかかるケースもあるが、過去にも他の堆肥センター等の機械購入について、過疎債を利用しており、近年ではお太助ワゴンの車両等を過疎債を財源に購入した例もある。過疎債でも、この

ような機械購入は事業の対象となっており、これまでも高額なものに対し、このような有利な起債を財源として充てている。」との答弁がありました。

以上の1議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長

以上をもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第56号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○山本議長

日程第4、議案第56号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長

令和2年9月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、9月15日に、文教厚生常任委員会を開き、市長、教育長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第56号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」は、学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し貸付けを行っている安芸高田市奨学金の資格要件について所要の改正を行い、修学の機会が確保できるよう修学支援の拡充を図るものであります。

審査の過程において、委員より、「安芸高田市には外国籍の方が800人近くおられ、子供さんもおられ、奨学金も利用されていると思う。外国籍の方にも今回の内容が周知されているのか。」との質疑があり、執行部より、「外国籍の方にも配慮した形で人権多文化共生推進課と協議を行いながら周知していきたいと考えている。」との答弁がありました。



以上の議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第56号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第5 | 認定第1号 | 令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 | 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 | 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 | 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 | 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 | 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第7号 | 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第8号 | 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第9号 | 令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第10号 | 令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

○山本議長 日程第5、認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第14、認定第10号「令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

本案10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 大下正幸君。

○大下予算決算常任委員長

おはようございます。

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託された、認定第1号から認定第10号までの、令和元年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の決算状況につきまして、審査の経過とその結果について報告をいたします。

付託のあった10件の認定案件につきまして、9月17日、18日の両日、予算決算常任委員会を開き、執行部へ説明員の出席を求め、歳入・歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について審議いたしました。

令和元年度、普通会計の決算規模は、歳入総額が227億6,119万9,000円、歳出総額が221億7,060万9,000円となり、決算規模は、歳入歳出ともに前年度を上回るものとなりました。

実質収支につきましては、2億5,189万8,000円で、これから、前年度の実質収支を引いた単年度収支は、4,797万9,000円でありました。

財政調整の役割を果たす財政調整基金は、積立額が3,266万2,000円に対し、取崩額は5億3,404万5,000円で、これらを単年度収支へ基金積立額を加え、基金取崩額を差し引いて得られる、実質単年度収支は、マイナス4億5,340万4,000円でありました。

財政指標につきましては、経常収支比率は98.2%と、前年度から0.8ポイント悪化しており、地方交付税の減額や、臨時財政対策債の発行可能額が縮小したことが影響したものと判断されます。

実質公債費比率は、13.8%で、前年度から0.4ポイント改善しており、将来負担比率は94.1%と前年度から2.1ポイント悪化する結果となりました。

財政規模は、平成26年度、27年度と減少傾向で推移しましたが、平成28年度から令和元年度にかけて増加傾向となっています。これは学校規模適正化に伴う統合小学校整備などの普通建設事業、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧事業、及び道の駅整備に伴う国道沿線活性化事業などの実施が、要因となっているものであります。

審査の経過であります。一般会計において出された、主な質疑と答弁は次のとおりであります。

総務部の審査の中で、光ネットワーク管理運営事業について、委員より、「美土里町青地域の無線エリアを解消されているが、他の地域の方向性を伺う。」との質疑があり、執行部より、「令和2年度は美土里町本郷の橋上地区について、有線化を実施する予定である。来年度以降も引き続き無線エリアで、支障のある部分については順次、有線化を行いたい。」との答弁がありました。

産業振興部の審査の中で、林業総務管理事業について、委員より、

「森林多面的事業を、ひろしまの森づくり事業で対応することについて内容を伺う。」との質疑があり、執行部より、「この事業は、市が事業費の3分の1を負担している。ひろしまの森づくり事業の中に、同様な事業があり、森づくり県民税を活用すれば、事業費が全額負担されるので、市の負担が軽減できると考える。」との答弁がありました。

教育委員会の審査の中で、国際教育推進事業について、委員より、「英検3級以上の生徒割合が、年々増加しているが、成果の要因は何か。」との質疑があり、執行部より、「要因としては、公費負担で1回受験できることと、小学校から英語活動が入っていること。またALTの契約を、直接指導できる形態に変えたことで、勉強以外のところで、英検に向けて、積極的にフォローされている実態がある。」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第10号までの、特別会計、及び公営企業会計決算の審査につきましては、公共下水道事業特別会計の審査において、委員より、「課題の中に浸水対策計画とあるが、この計画は何か。」との質疑があり、執行部より、「平成30年豪雨災害において、処理場隣接の河川が、氾濫し制御盤や機械室が浸水した。浸水すると受入れが難しくなるので、機能が継続できるように機器の移設、処理場への浸水防御壁など対策を行いたい。」との答弁がありました。

その他の特別会計決算の審査においては、特徴的な質疑はなかったものの、計画された事業についても適正に執行されておりました。また、歳入歳出の執行においても、遅延なく行われていたものと判断いたしました。

採決にあたっては、付託された10件の認定案件について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は、適正に行われていると判断し、10件全てを認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○山本議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第10号「令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して起立により採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本10件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本10件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

○山本議長 日程第15、発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本定例会会期中の総務企画常任委員会における陳情の審査案件について、9月14日に委員会を開き、審査した結果、採択といたしました。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、日本は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、安芸高田市におきましても、これまででない厳しい状況に陥ることが予想されます。

このため、来年度（令和3年度）の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に対して「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を提出するものであります。

議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○山本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○山本議長 日程第16、発議第7号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 発議第7号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における陳情の審査案件について、9月15日に委員会を開き、審査した結果、採択といたしました。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子供たちへの豊かな学びを保障することにつながります。しかし、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。

よって、子供たちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保障するための条件整備として、「計画的な教職員定数改善を推進すること。」、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。」を求める意見書を、政府に対して提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○山本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第7号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 田んぼアート事業調査特別委員会の中間報告について

○山本議長 日程第17、「田んぼアート事業調査特別委員会の中間報告について」の件を議題といたします。

田んぼアート事業調査特別委員会委員長の報告を求めます。

田んぼアート事業調査特別委員長 熊高昌三君。

○熊高田んぼアート事業調査特別委員長 田んぼアート事業調査特別委員会におきまして、これまで調査してきた事項について、安芸高田市議会会議規則第44条第2項の規定により、9月25日付で、議長に中間報告書を提出をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

本委員会は、平成30年第4回定例会において、安芸高田市に新たに開業予定の田んぼアート事業の整備に関する調査を行うために設置され、現在までに14回の委員会を開催いたしました。

調査の方法及び経過につきましては、当初、産業建設常任委員会の所管事務調査として、田んぼアート整備事業について調査を行ってまいりましたが、議会全体でより詳細な調査の必要が生じたため、本特別委員会を設置し、産業建設常任委員会で調査されてきた事項を踏まえ、調査を行いました。

まず、平成30年度一般会計補正予算（第4号）において、執行留保となっていた予算の執行留保解除について判断するため、執行部へ資料の提出及び報告を求め、事業スケジュール、事業費の内訳、実行委員会に関することなどの報告を受けました。

委員会において、「運営は民間団体が行うとあるが、実行委員会が設立されておらず実行主体が明確になっていないこと」、また「地元住民への説明が足りず周知徹底ができていないこと」などの課題が上がり、委員より、「その状況でボーリング調査や測量を進めるのは時期尚早。」との意見がありました。

その後、平成31年2月の第4回委員会において、実行委員会設立の目途が立ったこと、展望台・屋台村などの建築工事を令和2年度に行うよう変更することなどの説明が執行部からあり、委員より事業計画見直しに対する一定の評価があったことや、測量などの業務は急ぐ必要があるため、委員会として執行留保の解除を認めることといたしました。

令和元年度に入り、運営母体となる一般社団法人元就新城下や予算に計上された事業費の内訳、試験作付に係るイベントなどの資料の提出及び報告を求めました。

令和元年9月の第8回委員会で執行部より、「企業版ふるさと納税の寄附額が当初見込額の3,000万円を大幅に上回ることとなり、事業の前倒し執行をしたい。」という提案を受けたことから、令和元年11月の第9回委員会において、執行部から提出された「主な前倒し事項」の内容を精査し、企業版ふるさと納税の充当額を確認しつつ、予算の前倒しの執行を認めることといたしました。

執行部は令和3年度のオープンに向け、令和2年度は試験作付の面積を約7,000㎡に拡大して行うことや、建築工事・テナント関係などの整備

スケジュールを計画していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、観光振興よりも新型コロナウイルス対策を優先させる必要があることや地元住民への説明会を開催できる目途が立たないことを踏まえ、令和2年度は基本設計を1年かけて行うこととし、令和4年度のオープン予定にスケジュールを見直しました。

今後については、事業計画当初から比べると景気などの状況が変化しており、企業版ふるさと納税や基本設計などを含め、コロナ禍時代の事業の方向性について、慎重に議論していく必要があります。

当初、田んぼアート事業は、安芸高田市の観光産業を点から線、線から面にしていくため、観光振興の目玉としての位置づけで計画され、試験作付による実証実験や土地買収埋立等の事業実施を行い、また、民間団体「元就新城下」も関係して進めてきた経緯もありますが、先行きが不透明な中においては、市長の判断の下に、様々な提案や積極的な取組を示されると思われま

す。委員会としては、これまでの調査や実施してきた内容を踏まえ、市民の声を聞き、しっかりと説明を行いながら検討していくべきだと考えています。

以上で報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。この件に関しましては、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑を省略いたします。

以上で、委員会の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第18 閉会中の継続審査の件について

○山本議長 日程第18「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続審査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員